

生駒市教育委員会規則第4号

生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

生駒市教育委員会委員長 山本 吉延

生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条の表事務職員の項中「分館長」の次に「、室長」を加え、「、指導主事」を削り、「係長」の次に「、副係長、指導主事」を、「、主事」の次に「、副主事」を加え、同表技術職員の項中「分館長」の次に「、室長」を加え、「、指導主事」を削り、「係長」の次に「、副係長、指導主事」を加え、「技師」を「主事、技師、副主事、副技師」に改め、同表技能職員の項中「、副主任」を削る。

(生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表生涯学習部の部中施設管理課の項を削り、図書館の項を次のように改める。

図書館		図書係 鹿ノ台図書室係
	図書館南分館	図書係
	図書館北分館	図書係
	生駒駅前図書室	図書係

第10条第1項中「及び図書館北分館」を「、図書館北分館及び生駒駅前図書室」に改め、「分館長」の次に「（生駒駅前図書室にあっては室長。以下同じ。）」を加える。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

第13条の見出しを「（副係長、主査、主任、主事又は技師）」に改め、同条第1項中「主査及び主任」を「副係長、主査、主任、主事又は技師」に改め、同条第3項中「主任」の次に「、主事及び技師」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 副係長は、係長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

第13条を第12条とし、第14条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

別表の1の表教育総務課の部庶務係の項第13号中「通園通学路」を「通学路」に改め、同部学務係の項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同項に次の1項を加える。

(11) 放課後児童健全育成事業に関すること。

別表の2の表生涯学習課の部庶務係の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生涯学習施設（生駒駅前図書室を除く。）の管理運営に関すること。

別表の2の表生涯学習課の部文化振興係の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 生駒ふるさとミュージアムの管理運営に関すること。

別表の2の表施設管理課の部を削り、同表図書館の部中生駒駅前図書室準備係の項を削り、

「

図書館北分館	図書係	(1) 生駒市図書館北分館に係る次に掲げる事務 ア 図書館の資料の収集、整理及び活用に関すること。 イ 図書館の事業の企画及び運営に関すること。 ウ その他図書館の運営及び管理に関すること。
--------	-----	--

図書館北分館	図書係	(1) 生駒市図書館北分館に係る次に掲げる事務 ア 図書館の資料の収集、整理及び活用に関すること。 イ 図書館の事業の企画及び運営に関すること。 ウ その他図書館の運営及び管理に関すること。
生駒駅前図書室	図書係	(1) 生駒駅前図書室に係る次に掲げる事務 ア 図書室の資料の収集、整理及び活用に関すること。 イ 図書室の事業の企画及び運営に関すること。 ウ その他図書室の運営及び管理に関すること。

改める。

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正)

第3条 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「幼稚園」の次に「（以下「幼稚園」という。）」を加え、同条第11号を次のように改める。

(11) 副園長 幼稚園の副園長をいう。

第3条中「係長（）」の次に「副係長を置く課にあっては副係長、主査を置く課にあっては主査、副係長及び」を加える。

第4条第2項中「所管係長（）」の次に「幼稚園にあっては副園長、」を加え

る。

第5条第2項第3号中「事項」の次に「（幼稚園に係るものを除く。）」を加え、同条第4項中「、指導主事」を削る。

第9条第2号中「学校施設（」の次に「幼稚園施設及び」を加える。

第9条の2（見出しを含む。）中「施設管理課長」を「生涯学習課長」に改め、同条第1号中「生駒市コミュニティセンター」の次に「及び生駒駅前図書室」を加え、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 生駒ふるさとミュージアムの使用許可に関すること。

(4) 生駒ふるさとミュージアムの休館日及び使用時間の変更に関すること。

第12条中「第11条の2」を「前条」に改める。

第12条の2の見出し中「及び図書館北分館長」を「、図書館北分館長及び生駒駅前図書室長」に改め、同条中「及び図書館北分館長」を「、図書館北分館長及び生駒駅前図書室長」に、「第11条第2項」を「第11条第2号」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「及び指導主事」を削る。

第14条中「、課長補佐又は指導主事」を「又は課長補佐」に改め、同条に次の1項を加える。

2 副園長は、園長が不在で急を要する場合に限って、第8条第6号及び第13号について専決することができる。

（生駒市立幼稚園規則の一部改正）

第4条 生駒市立幼稚園規則（昭和46年2月生駒市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「主任教諭」を「副園長、主任教諭」に改め、同条第4項中

「園長」の次に「、副園長」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「園長」の次に「及び副園長」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 副園長は、園長を助け、園務を整理し、幼児の教育をつかさどる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。